## 造林事業請負契約書(案)

下記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年10月27日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連携して請け負う。

案件名称	津軽森林管理署 ナラ枯れ防除事業請負 (田代・砂子瀬地区)				
案件内容・仕様	造林事業請負契約約款、仕様書・図面等				
契約金額	金 円				
(税込み)	(うち消費税及び地方消費税相当額 円)				
納入期限	令和08年02月28日				
契約期間	契約締結日の翌日 ~ 令和08年02月28日				
納入場所 • 履行場所	西目屋村砂子瀬尾太国有林121に外				
契約保証金	免除				
選択条項及び支給材料及び貸与物件は「別紙1」のとおり。 備考 作業種別または箇所別の事業期間は「別紙2」のとおり。 特約事項については「別紙3」のとおり。					

この契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和7年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長

請負者 〒

### 別紙1

### 1. 選択条項

別冊「国有林野事業造林事業請負契約約款」中選択される条項は次のとおりである。 (適用されるものは〇印、削除されるものは×印。)

適用削除 の 区 分	選択事項	選択条項			
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号			
×	契約保証金の納付に代わる担保となる	第4条第1項第2号			
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の何	第4条第1項第3号			
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号			
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号			
×	支給材料及び貸与品	第15条			
×	前金払	第35条第1項			
×	中間前金払	第35条第3項			
	部分払	回以内	第38条		
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条			

### 2. 支給材料及び貸与物件 (別冊「国有林野事業造林事業請負契約約款」第15条関係)

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

# 事業内訳書(ナラ枯れ・伐倒くん蒸)

記入番号	作業種	林小班	面積 (ha)	本数 (本)	幹材積 (m3)	事業期間	担当区	備考
1	伐倒くん蒸	121(=	0. 02	2	0. 98	契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで	砂子瀬	
2	"	177ほ2	0. 01	1	4. 20	"	"	
3	"	178114	0. 01	1	4. 02	"	"	
4	"	178(=3	0. 01	1	0. 83	"	"	
5	"	178ほ1	0. 01	1	2. 68	"	"	
6	"	178ほ3	0. 04	4	2. 45	"	"	
7	"	17934	0. 01	1	2. 72	"	"	
8	"	179は4	0. 02	2	0. 44	"	"	
9	"	192112	0. 02	2	4. 72	"	田代	
10	"	192115	0. 19	19	3. 71	"	"	
11	"	192ほ	0. 11	11	5. 72	"	"	
12	"	19761	0. 02	2	2. 03	"	"	
13	"	1976\2	0. 02	2	2. 02	"	"	
	小計		0. 49	49	36. 52			
14	伐倒くん蒸 (伐根)				2. 36	契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで		
	合計		0. 49	49	38. 88			

### ○参考資材内訳

くん蒸用シート(生分解性) 10巻(30m×4m規格)

カーバムナトリウム塩液剤 30.000

# 事業内訳書(ナラ枯れ・薬剤注入)

記入番号	作業種	林小班	面積 (ha)	本数 (本)	幹材積 (m3)	事業期間	担当区	備考
1	薬剤注入	121ほ	0. 03	3	4. 54	契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで	砂子瀬	
	合計		0. 03	3	4. 54			

○参考資材内訳

カーバムナトリウム塩液剤 1.500

#### 特約事項 (保護事業)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、 消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。